

日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程の 歴史と実習教育に関する研究

—子ども家庭ソーシャルワーカー養成 25年の歩みを通して—

藤岡 孝志

On the history of Child Social Work Course at JCSW and Practical Education -Through 25 years of CSW Course-

Takashi Fujioka

Abstract: The Child Social Work Course is a specialized course unique to our university, and was established in 1998 after many discussions. This course has a history of 25 years at this year (2022). It is a specialized course in the field of child and family welfare that is unique among universities on social welfare in Japan. This course aims to deepen the expertise of students who aspire to child and family welfare at our university and to train social workers for children and families. In 2021, the 22nd batch of students who completed the CSW course. So far, 605 students have graduated from the 1st to 22nd batch. Currently, 35 students of 4 grade are working on CSW training. Also, 3rd and 2nd grade CSW students are studying CSW course. In this paper, the history of the establishment of the CSW course and the characteristics of the CSW course were discussed. In addition, we examined the achievements and significance of child-family social work training based on the classification of all training destinations for graduates. Looking back on the 25-year history of the CSW program, we hope that this will help considering new qualifications in the field of child and family welfare.

Key Words: Children's social work course, CSW course, Children and family welfare specialized course, Children and Family Social Worker, Practical education

要旨：児童ソーシャルワーク課程は本学独自の専門課程であり、多くの議論を経て、1998年度に設置された。今年度（2022年度）で実に25年の歴史を重ねている。全国の福祉系大学の中で先駆的な子ども家庭福祉領域の専門課程であり、本学の子ども家庭福祉を志す学生の専門性を深め、子ども家庭ソーシャルワーカーの養成を目的とした課程である。CSW課程の修了生は2021年度に第22期生が修了し、これまで第1期生から22期生まで実に605名の修了生を輩出した。現在4年生（23期生）は35名がCSW実習に取り組んでいる。また3年生、2年生のCSW課程の学生がCSW課程の専門科目を学んでいる。本論文では、CSW課程設置の経緯とCSW課程の特徴について論述した。その上で、子ども家庭ソーシャルワーク実習の実績とその意義について、課程修了生の全実習先分類に基づいて検討した。25年に渡るCSW課程の歴史を振り返り、子ども家庭福祉領域における新たな資格の検討のための一助となることを願っている。

キーワード：児童ソーシャルワーク課程 CSW課程 子ども家庭福祉の専門課程 子ども家庭ソーシャルワーカー 実習教育

I 本研究の位置づけと児童ソーシャルワーク課程の概要

1 本研究の位置づけ

子ども家庭福祉領域における施策の大きな流れの中で、長年懸案であった新しい資格（仮称「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」）の創設が検討され、その施行に向けて大きく舵がきられることとなった。本学が設置した児童ソーシャルワーク課程のこれまでの歴史は、全国に先駆けてその検討を行ってきた（日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編 2010）。平成10年（1998年）4月、本学に児童ソーシャルワーク（CSW：Child Social Work）課程ができてから、すでに25年が経とうとしている。特に、社会福祉士の受験資格を取得することを踏まえて、上乘せとしてカリキュラムを組んでいることから、その実現をすでに実績として積んできている。その結果としては、その編成は十分可能であるが、一方で課題もある。かつ、この課程は、子ども虐待の防止やそのための家庭支援・地域支援や早期介入、早期支援、その後のインケアやアフターケアにつながる子ども虐待領域に限定しておらず、広く、子育て支援や発達障害、不登校、非行、医療的ケア児、生活困窮・貧困などへと対応できるソーシャルワーカーの養成を行ってきた。子ども家庭福祉領域の学生のニーズは広く、そのニーズと就職先の拡がりも視野に入れた教育を行ってきたのが、この25年間であった。その意味において、新しい資格の検討に寄与し、この歴史の一端を記録に残しておくことの意義は大きく、そのことで、今後の新しい資格のあり方、カリキュラム編成、研修内容等の検討するための資料となることが本研究の目的である。

2 児童ソーシャルワーク課程の概要と意義

CSW課程の対象学科は福祉援助学科で、定員は50名である。登録年次は1年生の12月に説明会を開催し、その後登録申し込みを開始し、1年次の3月に登録完了となる。そして、2年次から専門課程が開始され、その科目の積み重ねを踏まえて、CSW実習は4年生になってからである。社会福祉士実習は、すでに3年生で終えているので、年次としても、社会福祉士の上乗せの位置づけとなっている。後にも述べるが、4年生の実習開始に向けて、3年次の1月に実習先を学生と一緒に検討し（実習先オリエンテーション）、2月（遅くとも3月）までに各自の実習先を確定し、かつ実習先への受け入れを打診、調整することとなる。むろん、実習先は、実習先オリエンテーションの前に時間をかけて次年度に向けて実習先に承諾・確認、実習内容などの大枠の打ち合わせを済ませている。CSW課程の実習先は、長い年月をかけて開拓し、かつ毎年（あるいは隔年等で）依頼している。日本社会事業大学の連携施設・機関及び人的リソースとして位置づいている。

実習期間は20日間である。CSW課程の修了生は2021年度第22期生が修了し、これまで第1期生から22期生まで実に605名の修了生を輩出した。現在4年生（23期生）は35名がCSW実習に取り組んでいる。また3年生2年生のCSW課程の学生がCSW課程の専門科目を学んでいる。

卒業時にCSW課程修了証を受け取ることができる。社会福祉士受験資格の取得を基礎としながらも、子ども家庭福祉領域の専門科目を2年次から深めることができるのが大きな特徴で

ある。そして4年生になってから20日間実践現場に触れることができる。またその内容を実習指導の際に実習生全員で共有することができる。様々な実習先に行っているが、実習生には「皆さんが（CSW課程の）代表としてその実習施設に行っている」と毎年伝えている。代表として行っているので、その実習内容を皆で共有して、それを深めながら実際に自分が行っていない様々な子ども家庭福祉領域の実習先のことも詳しく知ることができるということが大きな特徴となっている。社会福祉士受験資格取得を目指しながら、加えて、子ども家庭福祉領域について実習も含めて深く学ぶことで、複雑で様々なに関連しあった子ども家庭福祉領域全体の課題について包括的複合的専門的に学ぶことができることの意義は大きい。

以下を踏まえ、まず本学CSW課程の設立の経緯と設立時の基本的な視座を概観することで、本課程の歴史を記録にとどめる目的の一つを果たすこととする。

II 児童ソーシャルワーク課程の成立過程と設立時の基本的な視座

1 児童ソーシャルワーク課程の成立過程

本学のCSW課程の成立過程について、高橋（2010）は、本学におけるCSW課程の成立の経緯を以下のように整理している。

「4年制の児童ソーシャルワーカー養成課程のモデル校として、日本社会事業大学が先駆的な役割を果たしていくために、児童福祉分野での教育プログラムの在り方を検討することを目的とし、「児童福祉分野の専門教育の充実に関する検討委員会」を設置した（高橋他 1998）。」

当時から、子ども家庭福祉領域の専門課程を設置することは、他の資格課程、特に社会福祉士資格や保育士資格などのカリキュラムとの整合性や補完性、及び新たな専門課程の独自の視点とカリキュラムの上乗せを意識しながら検討せざるを得ない実情を垣間見ることができる。

さらに続けて、高橋（2010）は、新しい課程の理念について以下のように述べている。

「日本社会事業大学が児童福祉領域で活躍する人材を目的とした学生の養成をすすめていく上で、我が国の児童福祉の状況は、施設かそれとも家庭における養育かという二者択一的なことではなく、児童自身への援助と家庭に対する援助を目的としたサービスであり、子どもの福祉コミュニティづくりをコーディネートする能力が望まれている姿であるといえた。児童福祉ニーズの多様化、高度化に伴い、保育所でも障害児保育、情緒障害児対策、多問題家族への対応が求められ、子育て支援サービスセンター化する保育所においては、地域社会の拠点として幅広く活動するソーシャルワーカーとしての役割が徐々に必要とされてきた。また、児童養護施設や母子寮に代表される生活型児童福祉施設においても求められるのは、多問題家族や被虐待児・放任等の児童に対しても幅広い視野で対応できる新たな専門性であり、保育士が従来の家庭の母親を代替する機能のみではなく、障害児保育など特殊な保育機能と地域社会のコーディネーターなどのソーシャルワーク機能を持ち、リーダーとなれる職員であり、社会からも福祉専門職として認知される人材である。またさらに加えると、ケースワークを中心とするソーシャルワーカーは保育や介護のケアワークも併せ持ち、児童福祉分野のソーシャルワーカーは養護を機能として持ち

合わせ、スーパーバイズする能力を有することが望ましいと考えられた。児童福祉法における約 20 種類の施設が存在する児童福祉分野において必要な知識と専門性を有する人材を児童ソーシャルワーカーとし、以上を踏まえて、CSW 課程の具体的なプログラムの検討を行った。」(高橋 2010 p16-p17)

このように、CSW 課程の具体的な内容が多くの議論を経て構築されたことがうかがえる。課程の検討及び設立当初から、現場の様々なニーズに対応できる専門的技能と知識、及び連携を前提として様々な分野において広い見識を持つことの重要性が謳われている。

2 CSW 課程の基本的な視座

その上で、本課程の基軸となる理念を以下のように整理している。設立当時の理念を明確にしておくために、ここに引用する。まず、高橋(2010)は、本課程の基底となる理念について、以下の点を挙げている。すなわち、2つの軸と4つの型である。

「児童福祉法における具体的なメニューとして、家庭の代替的な機能及び一時的に家庭の保育を補完する機能、積極的に家庭養育を支援する機能、社会啓発・相談などが具体的に位置づけられている。これを類型化すると、

1. 二つの軸と四つの型

新たなニーズを踏まえて児童福祉施設が果たすべき重要な役割は、ケアの総合性、計画性と専門性の再構築、そして地域ケアシステムとしての機能を含んだものとなる。これを現実の姿として児童福祉施設再編に結びつけるならば、以下の二つの軸と、四つの型を基本形として施設の機能を整理して考えることができる。

①二つの軸

I. 生活拠点の軸(横軸)

実家庭とその地域⇔施設とその地域

中間点に位置するほど、実家庭とともに施設との関わりを持ったケアやサービスが配慮される。

II. 専門性の軸(縦軸)

生活総合型⇔特定目的性

中間点に位置するほど、生活総合性と共に特定目的性を併用した専門的ケアやサービスが配慮される。

②四つの型

A: 生活拠点型

生活拠点=入所施設 専門性=生活総合性

家庭から離れて生活する子どもに対し、その QOL を確保し、生活全般にわたる総合的、計画的ケアを最重視する型

B: トリートメント I 型

生活拠点=入所施設 専門性=特定目的性

家庭から離れて生活する子どもに対し、生活治療および特定専門性に基づくトリートメントを

最重視する型

C：トリートメントⅡ型

生活拠点＝在宅 専門性＝特定目的性

実家庭を基盤に生活する子ども及び保護者などに対し、通所、外来により特定専門性に基づくトリートメントを最重視する型

D：家庭養育支援型

生活拠点＝在宅 専門性＝生活総合性

実家庭を基盤に生活する子どもおよび保護者などに対し、ケア、あるいは子育てを支援し、地域子育て力を高める機能を最重視する型」（高橋 2010 p12～p15）

以上、高橋（2010）より引用した。冒頭、本課程の概要で示したように、この課程は、児童相談所児童福祉司や地方自治体の子ども家庭福祉担当者の専門職育成を視野に入れているだけでなく、施設・機関職員、保育所職員、更生保護等の司法領域など、体系的な子ども家庭福祉領域全体を覆うような専門職の育成を目指しているということである。この点が、本学のCSW課程の大きな特徴であり、子ども家庭福祉領域全体を視野に入れながら、常に喫緊の課題に直面している実習先を開拓し、実習先として維持してきた課程運営の根幹をなしていると考えている。これが、25年間貫いてきた本学CSW課程の理念であると考えている。

Ⅲ 児童ソーシャルワーク課程の特徴

以上を踏まえ、この25年にわたって、運営・維持されてきた課程であるが、その特徴について、いくつかの観点から見ていく。

1 本学独自の講義科目・演習

本学独自に設置された課程であることから、子ども家庭福祉領域についての本学独自の様々な講義科目・演習を受けることができる。2年次、3年次、4年次の講義・演習科目は、CSW課程の必修科目であり、全部で15科目となっている（15×30時間で、計450時間）。これに、CSW実習指導Ⅰ・Ⅱ（演習）が加わる（60時間）。講義・演習計510時間である。さらに、CSW実習Ⅰ・Ⅱ（計20日間で、160時間）が加わる。4年次の実習及び実習指導に向けて、2年次、3年次、4年次の講義・演習を積み上げている。以下、詳細に見ていく。

(1)2年次のCSW課程科目

2年生になってからすぐに始まる「ソーシャルワーク演習Ⅰ」はCSW課程の必修科目にも位置付けており、CSW課程の学生だけでクラスを構成するため、ソーシャルワークの面接等を学ぶ際に、ジェネリックな内容に加えて、子ども家庭福祉領域を意識した学びができる。さらに、「問題を抱える子どもへの支援Ⅰ（児童虐待・トラウマ）」は、子ども虐待やトラウマ、そして、アタッチメントのことなどを掘り下げる科目である。また、「問題を抱える子どもへの支援Ⅱ（障害児）」

は、幅広く障害児について学ぶことができている。そして、「児童の健全育成」、「発達心理学Ⅰ」、「子どもの臨床教育心理学」、「養護原理」、「問題を抱える子どもと家族への支援事例」、「スクールソーシャルワーク」など、2年生において学んでおくべき基幹科目が配置されている。

(2)3年次のCSW課程科目

3年生では、さらに、「子どものケースマネジメント」、「家族ケースワーク・家族療法」などを通して、具体的なケースアセスメント、ケースマネジメントなどを具体的な事例を通して学ぶ科目が設置されており、ソーシャルワーク活動を進めるうえ、ケース進行を踏まえた全体像を把握できるように科目が整備されている。そして、子ども家庭福祉領域の法学的な視点の涵養のために「社会福祉と権利擁護」が配置されている。家庭裁判所調査官、保護観察官、少年鑑別所、更生保護施設などへの就職も視野に入れた学生が本CSW課程を受けており、本学における子ども家庭福祉領域の教育の重要な一部門を担っていると言える。子ども虐待領域だけではなく、非行や不登校を視野に入れたカリキュラムとして、3年次に受講する「問題を抱える子どもへの支援Ⅲ（非行・不登校）」も重要である。さらに、医学領域からの連携と観点を深める「乳幼児精神保健」もCSW課程独自科目として設置している。

(3)4年次のCSW課程科目

以上の科目の積み上げを前提として、4年次にさらに「問題を抱える家族への支援」も受講している。

4年次にはいよいよ、20日間の実習が始まる。CSW実習は、「子ども・家庭ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」という名称で位置づけている。そして、演習科目としての「子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導」は前期15回、後期15回である。ともにⅠ・Ⅱと通年科目とすることで、4月から1年間かけてじっくりと実習及び実習指導をすることができることを実現している。先駆的な実習先であればあるほど、ルーチン化された実習日程が組みづらく、年間を通した計画を立てざるを得ない。特に、CSW実習は、社会福祉士実習のような実習先の要件の縛りがなく、弁護士事務所実習に象徴されるように、極めてユニークな実習先を開拓してきた。なお、本学には、保育士課程やスクールソーシャルワーク課程があり、それらのカリキュラムとCSW課程カリキュラムが連動しているのも大きな特徴となっている。

CSW課程の実習の特徴は、集中型、継続型、集中・継続併用型と様々な実習形態を有していることである。これは、設立当初から一貫している点である。実習先が求める実習内容と学生自身が実習に対して求めるニーズは一致することもあればずれることもある。この点は、4年次の実習であるからこそ、社会福祉士実習を踏まえて、実習内容を自ら考える力が備わってきているが故の集大成としての実習となっている。実習目的・計画・及び希望する実習日程を考え、かつ、それを実現するために実習先と交渉し、調整するのも、学生のソーシャルワーク機能・資質を高めるための大きな教育的な意義を有している。

ただ、一方で、2年次、3年次にせっかくCSW課程科目を履修してきたにも関わらず、4年次の忙しさ（卒業論文作成、社会福祉士国家試験対策、就職活動、生活の維持のためのアルバイトの継続等）や体調管理の難しさなどによって、実習継続を断念することを途中で考える学生もあり、きめ細やかな配慮が実習指導において必要となっている。この点は、新しい子ども家庭

福祉資格のカリキュラムを検討する上で、考慮すべき重要な点であろう。

2 児童ソーシャルワーク課程の実習教育について

(1)CSW 実習の実習先の特徴について

すでに述べてきたように、子ども家庭ソーシャルワーク実習は、CSW 課程そのもののあり方を反映したものである。この課程の大きな特徴である子ども・家庭ソーシャルワーク実習は、7 領域に分かれている（表1 参照）。ただ、先駆的な実習開拓ということで、このような範疇に入らない領域も積極的に開拓することが求められている。

(2)CSW 実習・実習指導の進め方及び実習指導の意義について

藤岡（2010）も参考にしながら、実習の進め方について、以下述べていく。

3 年次の 1 月に行う実習先の配属オリエンテーションについては、すでにふれたが、CSW 課程では、児童領域でのボランティアやアルバイトを積極的に紹介している。CSW 課程には、2 年生からの登録であるが、実習そのものは 4 年生からである。その間の 2 年間をつないでいくのが、このような体験である。3 年生の時には、社会福祉士実習が入っているが、そこで、児童相談所で実習をし、その上で、CSW 課程で、さらに先駆的な施設で実習をすることを選択する学生もいる。すでに述べたことであるが、CSW 課程実習での特徴は、国家資格の実習施設の制約を受けないことである。弁護士事務所や、不登校支援のためのフリースペース、適応指導教室、小・中学校、自立援助ホームなどに実習としていくことができているのは、時代の先端を担っているこのような施設・機関に積極的にかかわっていくことを意味している。

3 年生の 11 月頃から、実習先として掲示されている実習先一覧（表 1 参照）を見ながら、自分で実習先の候補を選択し、CSW 課程担当教員に相談する。1 月に最終的な実習先が決定され、4 年生の 4 月以降、順次実習が始まっていく。

CSW 課程実習にあわせて行われる「子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」では、実習施設の事前学習、実習領域の事前学習あるいはこれまでの大学での学習のまとめ、実習履歴報告書の作成、実習目的・計画書の作成、個人票の作成、誓約書（守秘義務等遵守事項を記載。本人記載の上、大学として発行）の作成、細菌検査・感染対策（コロナ禍では、感染対策の指導・注意喚起の他、健康チェック票・定期的な PCR 検査の実施。加えて、実習生各自が実習前・実習中・実習後における感染対策を担当教員指導の下、各自が考え、実習先とも内容を吟味した詳細な「感染対策シート」を作成し、意識を高めた）などの指導、CSW 課程実習ノートの書き方などの実習に向けての準備を始め、CSW 課程を構成する先生方や特別講義講師のそれぞれの専門領域の最先端の内容についての講義や演習などで構成されている。

特に、CSW 課程では、4 年次に、これまでの実習を振り返るという「実習履歴報告書」（資料 1）を作成して、4 年次の実習がこれまでの実習の集大成になるように、学習支援を行っている。実習中あるいは実習後は、実際に行なった実習（児童相談所、障害児通園施設、発達支援センター 等）を掘り下げると同時に、他の実習生が行なった実習の領域（たとえば、不登校支援の適応指導教室・フリースペース、弁護士事務所での実習等）の体験の共有をはかるようになる。CSW 課程に長年かかわってきて考えることとして、特に実習において、現場での指導

者の考え方や実践を学生が丁寧に学び、その後の職業選択や実際の現場での職能発達に大いに役立っている点である。その意味で、子ども家庭福祉領域の実習としての体験が実りあるものになるには、ひとえに現場そのもののソーシャルワーク機能のありようであり、そこで働いている職員（職員集団）の専門性や価値観、臨床観、理念などが重要である。その意味で、CSW 課程が長年構築してきた実習先とのつながりが非常に重要である。学生が感じた実習先での指導者の語りを、他の実習生を含めた実習生全員で共有することは、その理念や根底となる考えが、学生一人一人に浸透し、時間をかけて涵養されることにつながると考えられる。このことが、本学が独自の CSW 課程を設立し、600 名を超える修了生を輩出してきた大きな意義ではないだろうか。

それらを踏まえて、実習報告会に向けての報告書の作成を行っていく。実習報告会を開催し、一人一人の発表を学内教員、実習先の実習担当者がコメントをすることにしている。そして、これらのコメントを踏まえた上で、最終的に実習報告書を作成することになる。さらに、これも重要な点であるが、4 年次の実習指導であることから、就職活動との連動も考慮している。実習指導の授業等の中でも、就職についての留意点なども具体的なお話をさせていただいている。

IV 第1回実習 2000 年度から 2022 年度までの 23 年間の実習先について

実習を終え、かつ課程修了した 605 名に加えて、2022 年度（4 年生）の CSW 実習受講中の 35 名の実習先と合わせて、640 名の実習先を、第一回実習 2000 年度から 2022 年度まで、23 年間にわたり分類した。その結果が以下の通りである。CSW 課程設置が 1998 年度（平成 10 年度）であり、一期生は、2 年生（1998 年）、3 年生（1999 年）を経て、2000 年度が CSW 課程での初めての实習となっている。第一期生の卒業は、2001 年 3 月である。

実習先は、以下のように分けることができる。子育て支援系（地域での子育て支援・児童館等）、社会的養護系（児童養護施設・児童心理治療施設等）、虐待対応機関系（児童相談所・子ども家庭支援センター等）、教育機関・不登校支援系（教育委員会・フリースペース・フリースクール等）、発達障害支援系（発達障害支援センター等）、司法福祉系（弁護士事務所・更生保護施設等）、医療福祉系（病院での低出生時体重児支援等）である。表 1 に、2000 年度実習生（第一期生）から 2022 年度（第 23 期生）実習生までの実習先一覧を載せた。以下には、各実習領域の特徴とともに、実習指導などを通して、X 年度修了学生が主として学んだことの一部を、実習先及び実習生の許可を得て記述した（各実習領域で、学生たちの学びとして、①、②等各自の語りを記載）。記述に際しては、実習先及び実習生が特定されないように匿名化して記述した。また、個人情報・守秘義務への配慮を行なって記述し、実習先及び学生にその内容を確認し、了解を得た。

これらの記述からも、実習生は各自各様に実に多くのことを学んでおり、それらは毎年の実習報告書に反映されている。

表1 2000年度実習生（第一期生）から2022年度（第23期生）実習生までの実習先一覧

		(件数)	
子育て支援系	児童館	21	
	生活困窮家庭の学習支援	2	
	地域子育て支援団体 A	8	
	地域子育て支援団体 B	9	
	地域での学習支援センター	2	
	ファミリーサポートセンター A	1	
	福祉事務所 A	1	
	保育園での子育て支援	4	
	放課後児童クラブ A	1	49
社会的養護系	児童養護施設	48	
	児童養護施設（重点機能強化型）	2	
	母子生活支援施設	11	
	児童心理治療施設	21	
	乳児院	22	
	養育家庭支援機関	10	
	自立援助ホーム	23	137
虐待対応機関係	児童相談所	4	
	児童相談所併設子ども家庭支援センター	6	
地域見守り含む	児童相談所との連携型子ども家庭支援センター	6	
	子ども家庭支援センター 15 自治体（23 か所）	97	
	子育て支援電話相談機関	1	
	緊急被虐待児保護機関	1	
	子ども虐待防止のための専門機関	17	132
	教育機関・不登校支援系	教育委員会	43
	中学校にある不登校支援教室	9	
	フリースクール・フリースペース	33	
	地域での学習支援	10	
	適応指導教室	26	121
発達障害支援系	障害児支援 NPO 法人 A	27	
	障害児支援 NPO 法人 B	1	
	障害児者支援センター A	1	
	障害児通園及び地域での支援センター B	14	
	障害児通園施設、支援センター C	13	
	日本社会事業大学附属子ども学園	10	
	障害児通園及び地域での支援センター D	1	
	障害児通園及び地域での支援センター E	12	
	障害児通園及び地域での支援センター F	1	
	障害児通園及び地域での支援センター G	1	
	小学校の中の特別支援学級 A	23	
	特別支援学校 B	4	
	発達障害児支援クリニック	7	115
司法福祉系	弁護士事務所 A	28	
	弁護士事務所 B	2	
	弁護士事務所 C	4	
	弁護士事務所 D	1	
	更生保護施設	20	55
医療福祉系	病院での小児専門病棟	6	
	小児病院での低出生時体重児支援、乳幼児早期支援	25	31
		640	640

1 子育て支援系（地域での子育て支援・児童館等）

子育て支援のための実習先は、多岐にわたっている。表1にもあるように、地域での子育て支援 NPO 法人や児童館、放課後児童クラブなど折に触れて、実習先として設定できている。最近では、生活困窮者自立支援法の文脈でできた福祉領域からの生活困窮家庭支援や不登校支援の一環としての学習支援の場を実習に行かせていただいている。社会福祉士実習先の要件の縛りが無いからこそ、随時、教育上の理由や学生のニーズによって実習先として設定できている。

学生たちの学び

学生の学びとしては、①地域での子育て支援の活動を多く体験させていただき、それぞれの持つ意味を深めることができた。②生活困窮者支援、学習支援に行かせていただいて、学習支援の場では、信頼関係の重要性があり、中学生との信頼関係構築のための空間のつくり方など深く学んだ。高校生の居場所支援での配慮点も学ぶことができた。また、家計改善や就労支援などの生活困窮者自立支援のことについても深く学べた。居場所支援や学習支援が、生活困窮者支援にどうつながっているのかということも学び、また、関係性ができていることから将来にわたる相談もできることも深く学ぶことができた。困窮家庭だからこそその支援の必要性を、実習を通して学べた。③地域の子育て支援団体に行かせていただいた。その場所では、当事者性ということが強調されていて、もともと子育て中にお世話になり、その後支援員になったり、支援員がその地域の住民であったり、子育て経験者だったりする。その意味で、支援者としての側面と、その地域に暮らす住民であることによる「隣人性」としての側面もあり、地域での子育て支援が持つ深い意味を、実習を通して実感することができた。

2 社会的養護系（児童養護施設・児童心理治療施設、養育家庭等）

これも実習先として、毎年依頼している。児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設など多岐にわたっており、学生のニーズとしては、3年生の社会福祉士実習で児童相談所に行ったので、4年生では、ぜひ児童養護施設に行きたい、児童心理治療施設に行きたい等の希望にこたえてきた。他の実習先もそうであるが、自分で希望した実習先であることは大きく、実習継続のモチベーションも高い。さらに、児童養護施設も、職員が施設内で生活をしているという世界的に展開している「SOS 子どもの村」のような施設形態を有している児童養護施設や、先駆的に愛着上の課題のある子どもたちへの支援を行う児童養護施設や、乳児院と一体化しての児童養護を展開する施設など、児童ソーシャルワーク課程ならではの先駆的な施設に行くことができています。

さらに、養育家庭支援、里親支援についても、設立当初から力を入れており、養育家庭支援団体での実習、養育家庭そのものを実習先としてきた。最近では、乳児院や児童養護施設での実習に養育家庭支援も大きな実習目的として、それに特化しての実習もできている。乳児院に併設されている地域子ども家庭支援センターなどの活動に里親支援が盛り込まれており、乳児院の実習と合わせて里親支援も掘り下げることができている。

学生たちの学び

学生の学びとしては、④児童養護施設に行き、関わりの中で感じたことでは、子どもたちの

気持ちにその時その時で寄り添うことの大切さを学んだ。また、子どもとの適度な距離感も必要であり、そのことも十分留意しながらも、甘えさせてあげる場を作ることが子どもの安心感につながるということも実感できた。日常生活でアツと気づいたことがとても大切なことであり、その小さな気づきを疎かにしないことが生活支援において大事であることを学んだ。愛着形成は大事だが、職務上同じ支援者が毎日ずっといるわけではない施設養育の中でその難しさも痛感した。専門性の向上の必要性や連携の重要性も学ぶことができた。⑤児童心理治療施設に行き、子どもたちとの関わりの中で、言葉だけではない関わりがあることを学んだ。また、子どもの言動を表面だけでとらえるのではなく、疑問をもって深く見ること、考えることの大事さを職員の実践から教えていただいた。また自分について考えるワークシートに取り組むことができ、自分について振り返り、過去に向き合うことの苦しさや難しさや大事さを痛感した。そして、それが子どもたちとの関わり方の理解（子どもたちの行動の激しさへの対応など）につながるということを実感できた。ソーシャルワーカーとしての自己覚知の重要性は学んでいたが、そのことを実感することができた。

3 虐待対応機関系（児童相談所・子ども家庭支援センター等）

地域・自治体での子ども家庭支援を通しての虐待予防、早期介入、早期支援を行なう子ども家庭支援センターには、設立当初から一貫して、実習先として位置づけ、多くの実習生を輩出してきた（640名中97名）。最近では、児童相談所を併設する子ども家庭支援センターにも行くようになっている。同様に、児童相談所での実習も、折に触れて依頼してきた。課程修了生は、現在、児童相談所や地域の自治体の子ども家庭福祉支援の担当部署（東京では、子ども家庭支援センター等）で活躍している。

児童相談所での実習は、これまでも、社会福祉士実習であっても、実習日数が限定され（児童相談所によっては、10日間の実習受け入れが限界等）、業務多忙の中依頼してきた。社会福祉士実習を中核にしている関係で、CSW課程としては、社会福祉士実習を優先せざるを得ず、貴重な児童相談所実習は、社会福祉士実習に配置して、もし可能であればとのことで、折に触れて児童相談所実習をCSW実習として設定してきた。その意味でも、児童相談所実習に3年次の社会福祉士実習で行き、4年次のCSW実習で、子ども家庭支援センターに行ったり、児童養護施設に行ったりする学生の計画的な実習設定となっている。実習も積み上げの考えが必要であり、この点が、大学教育において複数の専門課程（資格課程）をカリキュラムに入れる際の意義と専門性教育の要点と考える。

さらに、CSW課程としては、設立の初期から子ども虐待予防の専門機関での実習を依頼してきた（計17名）。重層的広域的な実習指導を今日至るまで一貫して行っており、人数は、毎年1名限定であるが、繰り返し述べているように、CSW実習生が、各施設・機関にCSW課程を代表して行っているということもここでも実習生に強調している点である。実習先の受け入れ人数は限定されており、自分の研鑽のためだけでなく、子ども家庭福祉領域全体の底上げのための使命を実習生一人ひとりが担っていることの証左であり、各自が自覚をもって実習することが大事であると常に伝えるようにしている。

学生たちの学び

学生の学びとしては、子ども家庭支援センターでは、⑥3年の社会福祉士実習で児童相談所での実習と比較して、CSW 実習では、地域により近い場面での支援を行っていることを感じるが多かった。地域の民生・児童委員との連携や地域での保育園との情報共有の重要性を深めた。⑦地域の子どもやお母さんたちと関わる「子育て広場」などに実習に行き、お母さん自身が支援の受け手であり、担い手であることが非常に印象に残った。「誰もが支援の担い手であり、受け手である地域」ということを、実習を通して深く学んだ。専門職としての支援者ということで、Well-being の観点をもって関わることや支援者支援の重要性に気づいた。家庭を多角的にとらえるために、関係機関との連携が必要であることを痛感した。支援が必要な家庭をどう支援するのかということの具体的な道筋を理解することができた。⑧母親の気持ちを受け止めてくれる場所の必要性を痛感した。面前 DV の被害にあった子どもとその家族への支援での職員の関わりが非常に勉強になった。他職種・他機関との連携のことや支援者から親へ、親から子へと伝わる支援の輪の重要性やさらには支援者支援についても深く学ぶことができた。⑨気持ちの変化に寄り添う支援の中で、「母子逃げ」のケースから、気持ちに寄り添いながら、あくまでも伴走者としてかかわり続けることの大事さを実感できた。事例検討会議に出席して、見立ての重要性や支援方針を考えることの重要性を実感できた。⑩支援会議のなかで、保健師などの関係職種の存在で、様々な視点のあることの大事さを痛感して、他（多）職種連携の重要性を深く学ぶことができた。支援者へのスーパーヴィジョンの重要性も学ぶことができた。⑪訪問や面接に多く同席させていただき、親が抱えている悩みを直接聞かせていただいて、家庭には様々な課題やニーズがあることを実感することができた。受容や共感等の技法を通して、支援途中で関係が途切れないようにすることが大事であることを学んだ。同席をした後に、記録の入力を練習としてさせていただき、訪問したり、面談した時のことを客観的に振り返ることができ、ニーズの把握や面談の主訴などを自分の中でも明確にすることができた。利用者の考えるニーズと支援者の考えるニーズとに違いがあるのを実感する機会があり、考え方にずれが生じると、支援のゴールがわからなくなるため、支援者のニーズと利用者のニーズを明確にして支援していくことが大事であることを実感することができた。ケースに関わる支援会議にも出席させていただいて、その職員と他職種の連携が重要であることを実感することができた。⑫地域見守りのために、被虐待のリスクがある子どもの保育園等の所属があることの大事さを痛感した。また、会議以外にも、複数の担当者が集まって話をする場面に多く遭遇し、チームで共有しあうことや気軽に話し合う雰囲気的重要性を痛感した。折に触れて専門職の意見を聴いたり、会議を重ねて慎重にケースを進行していたりして、実習を通してこそ見えてくることであった。また、関係機関との連携の場に同席し、センターの外での実習も多く、当初の予想に反して意外であり、非常に勉強になった。⑬他職種の連携の重要を痛感し、特に、保健師の役割を改めて学ぶことができた。依存症の方との関わりや乳幼児との関わりでの連携で、保健師の観点も参考になり、家庭がよい状態に向かうために、他職種と連携しながら、ソーシャルワーカーがすべき点などについて学びを深めることができた。⑭面接に同席させていただいた際に、家庭では様々な問題が絡み合っていて、子どもの思いや苦労やどんなことに困っているかを傾聴することの大切さを実感し、そこから二

ズをくみ取っていくことの大事さを痛感した。また、母子生活支援施設での若年妊娠の母親と関わる機会があったが、母親の思いを汲み取りながら、支援者としての思いの伝え方について学び、深く考える機会を得た。

さらに、子ども虐待予防の専門機関での実習での学びでは、⑮子ども虐待予防の専門機関での実習に行かせていただき、支援を展開するときになぜその支援をするのかということの根拠をしっかりと意識することの大事さを学んだ。また、子ども食堂や里親の会、電話相談、ペアレントリングプログラムなども実習の中で学ばせていただいております、地域の身近な場所で気軽に悩みなどを相談できる体制があることがいかに大事であるかということを実感することができた。また、関係機関の連携で、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携の場面を実習中よく見ることができたが、ただつながるのではなく、相手の組織の形であったり、思いを踏まえてから、いい形につながりあうことが大切であると感じることができた。

4 教育機関・不登校支援系（教育委員会・フリースペース・フリースクール等）

子どもたち及びその家族、地域と関わるうえで、学校という存在は大きい。CSW 課程では、学校や学校を取り巻く地域での実習を重視してきた。不登校支援の専門機関、適応指導教室、フリースペース、フリースクールも積極的に実習先として開拓し、維持してきた。子どもの人権擁護、学びの保障、安心安全な生活の場の保障など検討するべき点は多く、貴重な実習先となっている。これも、設立当初から今日至るまで、不登校支援は CSW 課程の中でも大きな位置づけとなっている。

学生たちの学び

学生の学びとしては、⑯適応指導教室での子どもたちの関わりや学校の中での相談室での子どもたちとの関わりで、子どもたちが来やすいように相談室での雰囲気や声掛けを配慮して、そのことの大事さを痛感した。複数の学校の相談室に行けたが、学校によって、相談室の雰囲気が異なり、その点も印象に残った。また、ソーシャルワーカーや相談員、教員の連携の重要性なども掘り下げることができた。⑰支援者と子どもたちの関係構築の重要性を実感できた。ソーシャルワーカーと教師との関係の重要性を痛感した。ソーシャルワーカーは、細かい点まで教師とコミュニケーションをとって共有していて、日常的な関係構築があるからこそその情報共有であることを実感することができた。今日の不登校支援についても、不登校に陥るのは学校だけではなく、他でエネルギーが失われたから学校に行けなくなるのであり、家庭支援、地域支援などの重要性があり、その点を支援の中で深めなければならないと痛感した。子どもの卒業後もつながりを配慮しておくなど、「切れ目のない支援」が大事であることも実感できた。⑱学校の中での相談室での実習では、支援の体制が届いていないと、子どもたちへの安定的な場になっていかないということを実感でき、その工夫を学ぶことができた。適応指導教室については、家の外に出られているという現状を大事にすること、不登校の子どもたちの現状についても深く学ぶことができた。

5 発達障害支援系（発達障害支援センター等）

子ども家庭福祉領域の中で、通底していることとして、発達障害についての専門性と温かいまなざしの涵養、醸成は、子ども家庭福祉領域の学生教育において非常に重要であると考えている。特に、学齢期以前の発達障害あるいは、発達上気になる側面を有している子どもたちへの個別的なまなざしを育て、さらに、この時期に子どもたちのことで抱え込みすぎない、抱え込まなくてよいとの開かれた関係性を関係の様々な支援機関、支援団体と構築することがご家族の方々にとって、重要である。CSW 課程設立当初は、特別支援学校での実習も行なっていた。この歴史は、特別支援教室での実習に引き継がれており、毎年、一貫して配属されてきた。小学校の中での特別支援教室（23名）がそれにあたり、20年以上にわたり、長い間実習先として実習生が配属された。その学校では、学校の入り口の正面すぐに特別支援学級の教室が配置されており、その理念を表している。発達障害児及びその家族への支援は、子ども家庭福祉領域の全体にまたがる大きな観点であり、毎年、学生たちの実習先としてのニーズが高い。実に歴代の実習生の6分の1が発達障害支援系の実習先に配属されてきた。

学生たちの学び

学生の学びとしては、⑨切り替えが難しい子どもたちの支援の大変さを目の当たりにしたが、職員は、その意思表示を大切な成長の一端であることとらえ、丁寧に関わっていることから、支援の要点を学べた。保護者支援が行われていて、子育ての中で不安や発達上の心配なことを、活動を通して見えてくる子どもたちの姿から、わかりやすく職員が保護者に伝えていて、勉強になった。⑩施設内で様々な専門性を有する人がそれぞれの立場から、子どもたちが帰った後、子どもたちのことや支援のことを振り返り、語り合っただけでよりよい支援につなげており、その席に同席することで、多面的、多角的に子どもたちのことをとらえることの大事さを学んだ。また、学齢期前に限らず、学齢期後も支援を地域の中で継続しており、長期的に切れ目のない支援を行うことの重要性を実感することができた。⑪子どもとの関わりの中で感じる自分自身のコミュニケーション上の課題なども痛感することができた。また、自分自身の自己覚知も子どもとの関わりを通して深め、自分自身の改善なども掘り下げることができた。それらの点が子どもや保護者の理解の深まりにつながることを、また子どもとの関わりに直結していることなどを、実習全体を通して実感することができ、職員の方々と時間をかけて共有させていただくことができた。4年生だからこそ体験でき、多くのことに気づけた実習であった。

6 司法福祉系（弁護士事務所・更生保護施設等）

すでに述べたことであるが、社会福祉関係の実習先として、弁護士事務所を入れていることは特記すべき点であろう（35名）。これも、設立当初から今日に至るまで、CSW 課程実習として力を入れてきたことである。弁護士事務所に行ってきた実習生の、実習指導の中での語りは貴重であり、毎年、学びを深めることができている。特に、子どもの人権擁護、子どもの意見表明、アドボカシーなど、実習生は、毎年深めることができている。若穂井（2010）は、CSW課程における法律事務所実習の意義と役割について以下のように述べている。「法律事務所において子ども・家庭福祉ソーシャルワーク実習をおこなっているのは、日本の社会福祉系大学では本学

だけである。少年非行および児童虐待をめぐる子ども・家庭福祉の今日的な課題に対応するためには、家庭裁判所との連携が必要不可欠である。それは「福祉と司法の連携」と呼ぶこともできる。」(若穂井 2010 p35)

弁護士の活動には、ソーシャルワーク機能が含まれており、実習生は、その共通点を発見することが多い。そして、ソーシャルワーク活動を下支えする法律的な知識と法律学を根拠におく思考方法など、深い学びができています。本学の専門職大学院には、弁護士の方が進学・修了しており、法曹界で活躍されていることも特記すべき点であろう。

さらに、更生保護施設での実習も長年お世話になってきた(20名)。社会福祉士実習として更生保護施設が入る年度(2009年度)の前から、CSW課程としては、更生保護施設に実習を行ってきた。非行や司法福祉に関心のある学生は毎年一定数おり、その実習生の貴重な配属先となってきた。児童自立支援施設も含め、非行あるいは反社会的な行動のその生きづらさを表現している子どもたちへの温かいまなざしの醸成は、子ども家庭福祉領域に生涯にわたって従事する専門職を要請するために必須であり、更生保護施設に行っている実習生の語りを、他の実習生が聴き、ともに支援の在り方を検討する意義は大きい。

学生たちの学び

学生の学びとしては、②弁護士とソーシャルワーク機能との関連性も感じる事ができた。また、法律的な観点を持つことの大事さなど、弁護士事務所に行けたからこそ感じる事ができたアドボカシーや人権意識などについて深く学ぶ事ができた。また、弁護士とソーシャルワーカーの共通点と異なる点などを考える事ができた。さらに、弁護士の思考の仕方、根拠・裏付け・証拠などの事実関係を積み上げることの重要性などを実感する事ができた。このような弁護士との連携での要点を深く学ぶ事ができた。相談者の立場にたって、弁護士としての関係機関との連携も垣間見ることができた。③司法と福祉の観念の違いと共通点を意識しながら、実習を進める事ができた。弁護士の観念は、事実確認を重ねる点など学びが多かった。また、司法手続きにおける「子どもの意見表明」についてまだまだ十分でないと実感でき、ソーシャルワークの観念から意見表明について深く考える事ができた。実習指導をお願いしている弁護士は、クライアントと話す際も、関係に配慮しながら事実確認を重視するところから入り、裁判の結果も重要だが、本人の希望をかなえることを重視しているということも教えていただき、印象に残った。

7 医療福祉系(病院での低出生時体重児支援等)

実習先及び実習生としては、それほど多いとは言えないが(計31名)、このような医療福祉系に実習生を配属してきたことも、本学の特徴であろう。出産、育児支援、低出生時体重児の子どもたちへの支援など、本学設立当初から10年くらい経つ頃までは、毎年のように実習先として配属されてきた。学生たちのニーズもそこにあったともいえ、重要な視点として、数年に一回ではあるが、このような観点から病院での実習(医療的ケア児への支援等)を希望する学生がいる。医療的ケア児の退院後の地域支援が今日さらなる課題として注目されている中で、CSW課程としても今後、視野に入れながら、実習際の確保や学生のニーズの聞き取りなどをしていか

なければならないと考えている。X年度に実習生はいなかったが、例年の学生たちの学びとしては、医療と福祉の切れ目のない支援を実感でき、低出生体重児の子どもへの理解・受け入れへの支援と在宅へ移行における配慮点など学ぶことができている。

V 今後の課題について

以上を踏まえて、今後の課題を検討する。

1 集中型、継続型、集中・継続併用型の実習における留意点

これまで詳しく見てきたように、CSW 課程はその立ち上げにあたって、慎重に検討され、子ども及びその家族、地域に対する支援力を有するソーシャルワーカーの養成を目的として、毎年の学生教育が行われてきた。すでに述べたように、実習においても、社会福祉士実習とCSW課程の実習とが学生の問題意識の中でつながっており、3年次（社会福祉士）、4年次（子ども家庭ソーシャルワーカー）と上乘せしていくという形でカリキュラムが進行している。社会福祉士のカリキュラムとの連動、社会福祉士実習担当部署との協力関係は極めて重要である。

また、実習では、合計20日間の実習を4年次に行なうわけであるが、これは大学におけるこれまでのさまざまな講義、演習、実習の集大成とも言うことができる。実習の形態は、実習先に合わせて多岐にわたっており、20日間といっても、その配分は、実習の成果を考えると重要である。子どもたちとの関係形成を重視する施設・機関では集中型（あるいは、集中と断続の併用）が推奨される。また、地域に根ざした活動を行なっている専門機関では、継続型が設定されている。

2 4年生での実習の意義について

すでに述べたように、CSW 実習指導では、平成18年度（2006年度）からは、実習履歴を振り返るシート（実習履歴報告書 資料1）を3年次最後から4年次の最初にかけて作成し、社会福祉士養成のカリキュラムや保育士課程との関連、学習の蓄積、卒業論文のテーマとの連動などを試みてきた。この履歴は、本人自身の実習に向けての問題意識を高め、実習目的を明確するのに役立つだけでなく、実習指導の際、卒業論文も含めた4年間の学習の集大成としての位置づけとして指導することができた。その成果は、CSW 実習報告書にまとめられている。このように、4年生で実習することの意義は、CSW 課程にとどまらず、学生の集大成としても位置付けることができる。この点は、再度検討しなければならない点と考える。

3 実習指導における情報管理・進行管理の難しさへの対処と今後の課題

多くの実習生（2022年度は、35名）の実習準備をし、終了までの進行管理・実習指導は担当教員の重要な職務である。実習先の開拓、実習生との実習先との実習実施に向けての調整、実習先情報の管理、実習履歴の確認・実習指導への活用、実習先との折に触れての連絡、実習

日程決定に向けてのエクセルデータによる実習生の日程管理・確認、感染対策指導、実習先との実習日程調整の遂行、実習計画書及び実習目的の文書作成の実習指導、守秘義務・個人情報保護等の指導、実習巡回の日程調整、実習報告書（独自フォーマット）の作成指導、実習報告会の設定、最終版実習報告書の編集と精査など、実習指導のために行なうことは多い。毎年、実習報告会（11月末あるいは12月初旬）が終わると同時に、翌日から、また次の年度の実習をはじめとする課程運営に向けての準備が始まる。態勢を次年度に切り替え、3年生向けの実習配属オリエンテーション（4年次の実習開始に向けて、3年次の1月）の準備を始めるという1年のサイクルを繰り返すこととなる。

子ども家庭福祉領域の新しい資格に向けてのカリキュラムの再編成が喫緊の課題となるが、実習やカリキュラムの進行管理を誰がどのように担うのかということも大きな検討課題である。新しい資格取得のためのカリキュラム構築に向けて、その内容だけでなく、運用面についての検討も必要となるであろう。子ども家庭福祉領域の充実に向けて、今後の展開が期待される。

謝辞

本論文を作成するにあたり、資料の収集等、学部教職員の方々の多大なるご助力をいただきました。記して、心からお礼申し上げます。また、実習指導にあたっていただきました多くの実習先の実習指導者の方々、ご助力・ご尽力いただいた児童ソーシャルワーク課程の先生方・学部教務課をはじめ職員の方々、そして、一緒に児童ソーシャルワーク課程を構築・維持してきたと言っても過言ではない600名を超える学生の皆さんに心から感謝いたします。

引用文献

- 藤岡孝志 2010 子ども・家庭領域における人材育成と課題 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編集 これからの子ども家庭ソーシャルワーカー—スペシャリスト養成の実践— ミネルヴァ書房
- 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程（編集）2010 これからの子ども家庭ソーシャルワーカー—スペシャリスト養成の実践— ミネルヴァ書房
- 高橋利一 2010 子ども・家庭領域における人材育成について～日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程の発足に至るまで～ 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編集 これからの子ども家庭ソーシャルワーカー—スペシャリスト養成の実践— ミネルヴァ書房
- 高橋利一他 1998 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程検討報告書「児童福祉分野の専門教育の充実に関する検討委員会」（委員長 高橋利一）日本社会事業大学
- 若穂井 透 2010 子ども・家庭福祉をめぐる今日的な課題—CSW課程の役割と法律事務所実習の意義と関連させて— 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程（編集）これからの子ども家庭ソーシャルワーカー—スペシャリスト養成の実践— ミネルヴァ書房

資料1 実習履歴の整理 (CSW 課程実習に向けて)

実習履歴の整理 (CSW 課程実習に向けて)

学籍番号 _____

名 前 _____

1年生

「ソーシャルワーク」関連科目等の講義・演習で印象に残っている内容、言葉等

(学んだこと)

それ以外の講義・演習で印象に残っている内容、言葉等

(学んだこと)

福祉関係のボランティア・アルバイト (主たる場所)

(学んだこと)

2年生 実習指導

「実習指導」で学んだこと (具体的に)

福祉関係のボランティア・アルバイト (主たる場所)

(学んだこと)

3年生 ソーシャルワーク実習

実習で配属された実習施設・機関名称

(学んだこと、残った課題)

福祉関係のボランティア・アルバイト (主たる場所)

(学んだこと)

4年生 実習

子ども・家庭ソーシャルワーク実習での実習先・実習時期（予定）

スクールソーシャルワーク実習の実習先・実習時期（予定）（該当者のみ）

保育士課程実習先（保育士課程を取っている人のみ）・実習時期（予定）（該当者のみ）

福祉関係のボランティア・アルバイト（主たる場所）（学んでいること）

卒業論文の予定題目・テーマ（指導教員 先生）

CSW 実習をするにあたって、不安なこと、不明なこと。

1部コピーして提出（データの保存に関して、厳正に管理します）、1部 実習ノートに綴じる。
提出日時；「子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導」第一回目授業にて。